

第1章

社会福祉法人制度の概要

第1節 社会福祉法人制度

第2節 社会福祉事業

第3節 社会福祉事業以外の事業

第4節 社会福祉法人の経営組織

第5節 社会福祉法人の資産

第6節 社会福祉法人の名称や所轄庁等

第7節 社会福祉法人の年間スケジュール例

第1節 社会福祉法人制度

1 社会福祉法人の定義及び基本的な性格

- 社会福祉法人とは、昭和26年に制定された社会福祉事業法（平成12年、社会福祉法（以下、「法」という）に全面改正）により創設された、「社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人」をいいます。（法第22条）
- 平成18年の改正前の民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、「公益性」と「非営利性」の両面の性格を備えている法人格になります。日本国憲法第89条の「公の支配に属しない慈善又は博愛の事業に対する公金支出禁止規定」を回避するために制度化されたものが、社会福祉法人制度です。



憲法89条【公金支出・公的財産供用の禁止】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

2 社会福祉法人の行う事業

- 社会福祉法人は、社会福祉法第24条の経営の原則に基づき〈社会福祉事業〉を行います。〈社会福祉事業〉の経営主体は、その種別により株式会社、NPO法人等の参入も可能になるなどして多様化する傾向にありますが、社会福祉法人は依然として「主たる担い手」としての重要な位置を占めております。
- また、社会福祉事業に支障がない限り、必要に応じて〈公益事業〉又は〈収益事業〉を行うことができます。
- なお、社会福祉法人は、地域福祉の推進に努める使命を有していることから、〈社会福祉事業〉及び〈公益事業〉を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービス（いわゆる「地域における公益的な取組」）を積極的に提供できるよう努めなければなりません。

第2節 社会福祉事業

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（の定めるところにより設立される法人です。（主たる目的である事業に社会福祉事業が含まれない場合は、社会福祉法人は設立できません。）
- 社会福祉事業は、「第一種社会福祉事業」「第二種社会福祉事業」に区分されており、事業内容は社会福祉法第2条に限定列挙されています。

1 第一種社会福祉事業（法第2条第2項）

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）が該当します。

（1）経営主体

国、地方公共団体又は社会福祉法人が原則です。施設を設置して第一種社会福祉事業を営もうとするときは、都道府県知事等への届出が必要になります。その他の者が第一種社会福祉事業を営もうとするときは、都道府県知事等の許可を得ることが必要になります。個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、国、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されています。

（2）事業内容

①生活保護法に規定する事業（法第2条第2項第1号）

- 救護施設（生活保護法第38条第2項）
身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
- 更生施設（同法第38条第3項）
身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
- 医療保護施設（同法第38条第4項）
医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設
- 授産施設（同法第38条第5項）

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事業により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設

- 宿所提供施設（同法第38条第6項）
住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設
- 助葬事業
生計困難者に対して助葬を行う事業

②児童福祉法に規定する事業（法第2条第2項第2号）

- 乳児院（児童福祉法第37条）
乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2未満の乳児を含む）を入院させて、これを養育することを目的とする施設
- 母子生活支援施設（同法第38条）
配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設
- 児童養護施設（同法第41条）
乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設
- 障害児入所施設（同法第42条第1項）
障害児を入所させて、下記の支援を行うことを目的とする施設
 - （i）福祉型障害児入所施設
保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
 - （ii）医療型障害児入所施設
保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療
- 児童心理治療施設（同法第43条の2）
家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
- 児童自立支援施設（同法第44条）
不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設

③老人福祉法に規定する事業（法第2条第2項第3号）

- 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを、市町村による措置に基づき入所させ、養護することを目的とする施設

- ・特別養護老人ホーム（同法第20条の5）

介護保険法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者又は生活保護法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者を入所させ、又は市町村による措置に基づき、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅において常時介護を受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる65歳以上の者を入所させ、養護することを目的とする施設

- ・軽費老人ホーム（同法第20条の6）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外のもの

④障害者総合支援法【※】に規定する事業（法第2条第2項第4号）

- ・障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項）

障害者につき、施設入所支援（主として夜間における、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（主として日中における、生活介護、就労継続支援等）を行う施設

【※】障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

⑤売春防止法に規定する事業（法第2条第2項第6号）

- ・婦人保護施設（売春防止法第36条）

要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）を入所させて保護するための施設

⑥その他の事業（法第2条第2項第7号）

- ・授産施設を経営する事業

- ・生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

2 第二種社会福祉事業（法第2条第3項）

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です。

（1）経営主体

経営主体の制限は、原則ありません。すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となります。

（2）事業内容

①生計困難者に対する支援・相談事業（法第2条第3項第1号）

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

②生活困窮者自立支援法に規定する事業（法第2条第3項第1号の2）

- ・認定生活困窮者就労訓練事業（生活困窮者自立支援法第10条第1項）
雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

③児童福祉法に規定する事業（法第2条第3項第2号）

- ・障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2の2第1項～第5項）
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業
- ・障害児相談支援事業（同法第6条の2の2第6項、第8項）
障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う事業
- ・児童自立生活援助事業（同法第6条の3第1項）
義務教育を終了した児童であって、里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所を解除されたもの等について、児童の自立を図るため、都道府県による措置に基づき、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行う事業
- ・放課後児童健全育成事業（同法第6条の3第2項）
小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業
- ・子育て短期支援事業（同法第6条の3第3項）
保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の施設に入所させ、その者に必要な保護を行う事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業（同法第6条の3第4項）

一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

- ・養育支援訪問事業（同法第6条の3第5項）

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

- ・地域子育て支援拠点事業（同法第6条の3第6項）

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

- ・一時預かり事業（同法第6条の3第7項）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

- ・小規模住居型児童養育事業（同法第6条の3第8項）

里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者の住居において養育を行う事業

- ・病児保育事業（同法第6条の3第13項）

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業。

- ・子育て援助活動支援事業（同法第6条の3第14項）

厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けたいことを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

- 一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと。
- 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

④児童福祉法に規定する施設（法第2条第3項第2号）

- ・助産施設（児童福祉法第36条）

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることできない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設

- ・小規模保育事業（利用定員が10人以上のもの）
（同法第6条の3第10項）

小規模保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児であつて満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

※ 小規模保育事業のうち、利用定員が10人以上のものは第二種社会福祉事業に、9人未満のものは公益事業に該当します。

- ・保育所（認可保育所）（同法第39条）

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

- ・児童厚生施設（同法第40条）

児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設

- ・児童家庭支援センター（同法第44条の2第1項）

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他のからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、都道府県又は児童相談所長からの委託を受けて指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設

⑤認定こども園法【※】に規定する施設（法第2条第3項第2号の2）

- ・幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項）

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設

【※】認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事業（法第2条第3項第3号）

- ・母子家庭等日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条）

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村による措置に基づき、その者の居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

- ・寡婦日常生活支援事業（同法第33条）

寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村の措置に基づき、その者につき、その者の居宅における食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な

便宜を供与する事業

- 母子・父子福祉センター（同法第39条第2項）
無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設
- 母子・父子休養ホーム（同法第39条第3項）
無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設

⑦老人福祉法に規定する事業（法第2条第3項第4号）

- 老人居宅介護等事業（老人福祉法第5条の2第2項）
 - (i) 下記ア～ウの者につき、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
 - ア 介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者
 - イ 生活保護法の規定による訪問介護及び夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護に係る介護扶助に係る者
 - ウ 市町村による措置に係る者
 - (ii) 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、日常生活上の支援を行う事業
- 老人デイサービス事業（同法第5条の2第3項）
 - (i) 下記ア～ウの者につき、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業
 - ア 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費、介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）
 - イ 生活保護法の規定による通所介護及び認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者（養護者を含む）
 - ウ 市町村による措置に係る者
 - (ii) 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業
- 老人短期入所事業（同法第5条の2第4項）
下記ア～ウの者につき、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設に短期間入所させ、養護する事業
 - ア 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）
 - イ 生活保護法の規定による短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る介護扶助

に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

・小規模多機能型居宅介護事業（同法第5条の2第5項）

下記ア～ウの者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業

ア 介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

イ 生活保護法の規定による小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護扶助に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

・認知症対応型老人共同生活援助事業（同法第5条の2第6項）

下記ア～ウの者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業

ア 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

イ 生活保護法の規定による認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護扶助に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

・複合型サービス福祉事業（同法第5条の2第7項）

居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業

⑧老人福祉法に規定する施設（法第2条第3項第4号）

・老人デイサービスセンター（同法第20条の2の2）

(i) 下記ア～ウの者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設

ア 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

イ 生活保護法の規定による通所介護及び認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者（養護者を含む）

ウ 市町村による措置に係る者

(ii) 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、日常生活上の支援又は機能

訓練を行う施設

- 老人短期入所施設（同法第20条の3）

下記ア～ウの者を短期入所させ、養護することを目的とする施設

ア 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

イ 生活保護法の規定による短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る介護扶助に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

- 老人福祉センター（同法第20条の7）

無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設

- 老人介護支援センター（同法第20条の7の2）

地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他の老人の福祉の増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整等の援助を総合的にを行うことを目的とする施設



「老人デイサービスセンター」と「老人デイサービス事業」の違い

- 老人デイサービスセンター

… 基本的なサービスをデイサービス専用の設備（ベッド、浴室及び食堂）により提供しており、独立した施設として位置づけている場合

- 老人デイサービス事業

… 特別養護老人ホーム等に併設して行われるもので、基本的な設備（ベッド、浴室及び食堂）がデイサービス専用でない場合

※ 介護保険上のサービス名は、次のとおり同じです。

- 通所介護
- (介護予防) 認知症対応型通所介護【地域密着型】
- 第1号通所事業【総合事業】
- 地域密着型通所介護【地域密着型】



「老人短期入所施設」と「老人短期入所事業」の違い

- 老人短期入所施設

… 専用ベッド、浴室及び食堂を専用の施設として有し、かつ、老人短期入所施設として独立してその機能を果たしうる職員配置を有する場合

- 老人短期入所事業

… 特別養護老人ホーム等に併設して行われるもので、基本的な設備（ベッド、浴室及び食堂）が短期入所専用でない場合

※ 介護保険上のサービス名は、次のとおり同じです。

- (介護予防) 短期入所生活介護

⑨障害者総合支援法に規定する事業（法第2条第3項第4号の2）

- 障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第5条第2項～第17項）
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業
- 一般相談支援事業（同法第5条第19項～第21項）
基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のいずれも行う事業
- 特定相談支援事業（同法第5条第19項、第22項、第23項）
基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）のいずれも行う事業
- 移動支援事業（同法第5条第26項）
障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業

⑩障害者総合支援法に規定する施設（法第2条第3項第4号の2）

- 地域活動支援センター（同法第5条第27項）
障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設
- 福祉ホーム（同法第5条第28項）
現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活上必要な便宜を供与する施設

⑪身体障害者福祉法に規定する事業（法第2条第3項第5号）

- 身体障害者生活訓練等事業（身体障害者福祉法第4条の2第1項）
身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な訓練その他の援助を提供する事業
- 手話通訳事業（同法第4条の2第2項）
聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（聴覚障害者等）につき、手話通訳等に関する便宜を供与する事業
- 介助犬訓練事業（同法第4条の2第3項）
介助犬の訓練を行うとともに、肢体不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業
- 聴導犬訓練事業（同法第4条の2第3項）
聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業

⑫身体障害者福祉法に規定する施設（法第2条第3項第5号）

- 身体障害者福祉センター（同法第31条）
無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、

教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

- 補装具製作施設（同法第32条）

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

- 盲導犬訓練施設（同法第33条）

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

- 視聴覚障害者情報提供施設（同法第34条）

無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供与する施設

- 身体障害者の更生相談に応ずる事業（同法第11条）

身体障害者の福祉に関し、専門的知識と技術を必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、補装具の処方および適合判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、来所の難しい人などのため、必要に応じて行う巡回相談、さらに、地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行う事業

⑬知的障害者福祉法に規定する事業（法第2条第3項第6号）

- 知的障害者の更生相談に応ずる事業（知的障害者福祉法第12条）

知的障害者やその家族に対し、専門的知識と技術を必要とする相談・指導業務や医学的、心理学的、職能的な判定業務、市町村に対する専門的な技術的援助、来所の難しい人などのために必要に応じて行う巡回相談、さらには関係機関と連携を図り、地域のネットワーク化を推進するといった地域生活支援の推進などを行う事業

⑭その他の事業

- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（法第2条第3項第8号）

- (i) 簡易住宅を貸し付ける事業

- (ii) 宿泊所等を利用させる事業

- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（法第2条第3項第9号）

生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業

- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（法第2条第3項第10号）

生計困難者が経済的な理由によって必要な介護を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で介護老人保健施設を利用させる事業

- 隣保事業（法第2条第3項第11号）

隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域にお

ける住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの。

- 福祉サービス利用援助事業（法第2条第3項第12号）

精神上的の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業

- 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業（法第2条第3項第13号）

- (i) 連絡を行う事業

- (ii) 助成を行う事業



社会福祉事業の適用除外事業（法第2条第4項）

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と内容が同じ場合でも、社会福祉事業として取り扱いません。

- ① 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- ② 実施期間が6月（連絡助成事業にあっては3月）を超えない事業
- ③ 社団又は組合が行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの
- ④ 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であって、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては5人、その他の者にあつては20人（政令で定める事業にあつては10人）に満たないもの
- ⑤ 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度500万円に満たないもの、又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

（参考1）社会福祉事業一覧表

《第一種社会福祉事業》

- 生活保護法に規定する事業
 - 救護施設
 - 更生施設
 - 医療保護施設
 - 授産施設
 - 宿所提供施設
 - 生計困難者に対して助葬を行う事業

- 児童福祉法に規定する事業
 - 乳児院
 - 母子生活支援施設
 - 児童養護施設
 - 障害児入所施設
 - 情緒障害児短期治療施設
 - 児童自立支援施設

- 老人福祉法に規定する事業
 - 養護老人ホーム
 - 特別養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム

- 障害者総合支援法に規定する事業
 - 障害者支援施設

- 売春防止法に規定する事業
 - 婦人保護施設

- その他の事業
 - 授産施設を運営する事業
 - 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

《第二種社会福祉事業》

- 生計困難者に対する支援・相談事業
 - 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

- 生活困窮者自立支援法
 - 認定生活困窮者就労訓練事業

- 児童福祉法に規定する事業
 - 障害児通所支援事業
 - 障害児相談支援事業
 - 児童自立生活援助事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 一時預かり事業
 - 小規模住居型児童養育事業
 - 病児保育事業
 - 子育て援助活動支援事業
 - 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

- 児童福祉法に規定する施設
 - 小規模保育事業（※定員10人以上のもの）
 - 助産施設
 - 保育所
 - 児童厚生施設
 - 児童家庭支援センターを運営する事業

- 認定こども園法に規定する施設
 - 幼保連携型認定こども園

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事業
 - 母子家庭日常生活支援事業
 - 父子家庭日常生活支援事業
 - 寡婦日常生活支援事業

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する施設
 - 母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）

- 老人福祉法に規定する事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 老人デイサービス事業
 - 老人短期入所事業
 - 小規模多機能型居宅介護事業
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - 複合型サービス福祉事業

- 老人福祉法に規定する施設
 - 老人デイサービスセンター
 - 老人短期入所施設
 - 老人福祉センター
 - 老人介護支援センター

- 障害者総合支援法に規定する事業
 - 障害福祉サービス事業
 - 一般相談支援事業
 - 特定相談支援事業
 - 移動支援事業

- 障害者総合支援法に規定する施設
 - 地域活動支援センター
 - 福祉ホーム

- 身体障害者福祉法に規定する事業
 - 身体障害者生活訓練等事業
 - 手話通訳事業
 - 介助犬訓練事業
 - 聴導犬訓練事業

- 身体障害者福祉法に規定する施設
 - 身体障害者福祉センター
 - 補装具製作施設
 - 盲導犬訓練施設
 - 視聴覚障害者情報提供施設
 - 身体障害者の更生相談に応ずる事業

- 知的障害者福祉法に規定する事業
 - 知的障害者の更生相談に応ずる事業

- その他の事業
 - 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
 - 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
 - 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
 - 隣保事業
 - 福祉サービス利用援助事業
 - 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(参考2) 社会福祉事業等の各根拠法令一覧

(1) 児童福祉法関連事業

社会福祉法上の 事業名	児童福祉法上の 事業名	社会福祉法	個別法 児童福祉法
第一種社会福祉事業			
乳児院	同左	第2条第2項第2号	第37条
母子生活支援施設	同左		第38条
児童養護施設	同左		第41条
障害児入所施設	同左		第42条第1項
情緒障害児短期治療施設	同左		第43条の2
児童自立支援施設	同左		第44条
第二種社会福祉事業			
障害児通所支援事業	児童発達支援事業	第2条第3項第2号 —	第6条の2第2項
	医療型児童発達支援事業		第6条の2第3項
	放課後等デイサービス事業		第6条の2第4項
	居宅訪問型児童発達支援事業		第6条の2第5項
	保育所等訪問支援事業		第6条の2第5項
障害児相談支援事業	障害児支援利用援助事業		第6条の2第7項
	継続障害児支援利用援助事業		第6条の2第8項
児童自立生活援助事業	同左		第6条の3第1項
放課後児童健全育成事業	同左		第6条の3第2項
子育て短期支援事業	同左		第6条の3第3項
乳児家庭全戸訪問事業	同左		第6条の3第4項
養育支援訪問事業	同左		第6条の3第5項
地域子育て支援拠点事業	同左		第6条の3第6項
一時預かり事業	同左		第6条の3第7項
小規模住居型児童養育事業	同左		第6条の3第8項
助産施設	同左		第36条
小規模保育事業	小規模保育事業(定員10人以上)		第6条の3第10項)
保育所	同左		第39条
児童厚生施設	同左		第40条
児童家庭支援センター	同左		第44条の2第1項
病児保育事業	同左	第6条の3第13項	
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	同左	—	
公益事業			
—	家庭的保育事業	—	第6条の3第9項
—	小規模保育事業(定員9人以下)	—	第6条の3第10項
—	居宅訪問型保育事業	—	第6条の3第11項
—	事業所内保育事業	—	第6条の3第12項
—	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	—	第6条の3第14項

(2) 認定こども園法関連事業

社会福祉法上の 事業名	認定こども園法上の 事業名	社会福祉法	個別法 認定こども園法
第二種社会福祉事業			
認定こども園	幼保連携型認定こども園	第2条第3項第2号 の2	第2条第7項

(3) 老人福祉法・介護保険法関連事業

社会福祉法上の事業名	介護保険法上の事業名	社会福祉法	個別法		
			老人福祉法	介護保険法	
第一種社会福祉事業					
養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護事業	第2条第2項第3号	第20条の4	第8条第11号	
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設		第20条の5	第20条の5	第8条第27項
	地域密着型介護老人福祉施設				第8条第22項
軽費老人ホーム	特定施設入居者生活介護事業		第20条の6	第20条の6	第8条第11項
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業				第8条第21項
	介護予防特定施設入居者生活介護事業				第8条の2第9項
第二種社会福祉事業					
老人居宅介護等事業	訪問介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第2項	第8条第2項	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業			第8条第15項	
	夜間対応型訪問介護事業			第8条第16項	
	第1号訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			第115条の45第1項	
老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	通所介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第3項 第20条の2の2	第8条第7項	
	地域密着型通所介護事業			第8条第17項	
	認知症対応型通所介護事業			第8条第18項	
	介護予防認知症対応型通所介護事業			第8条の2第13項	
	第1号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）			第115条の45第1項	
老人短期入所事業 老人短期入所施設	短期入所生活介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第4項 第20条の3	第8条第9項	
	介護予防短期入所生活介護事業			第8条の2第7項	
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第5項	第8条第19項	
	介護予防小規模多機能型居宅介護事業			第8条の2第14項	
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	第2条第3項第4号	第5条の2第6項	第8条第20項	
	介護予防認知症対応型老人共同生活援助事業			第8条の2第15項	
社会福祉法上の事業名	介護保険法上の事業名	社会福祉法	個別法		
複合型サービス福祉事業	同左	第2条第3項第4号	第5条の2第7項	第8条第23項	
老人福祉センター	—	第2条第3項第4号	第20条の7	—	
老人介護支援センター	—	第2条第3項第4号	第20条の7の2	—	
無料低額介護老人保健施設利用事業	介護老人保健施設	第2条第3項第10号	(医療法) 第1条の6	第8条第28項	
老人福祉法上の事業名	介護保険法上の事業名		個別法		
			老人福祉法	介護保険法	
公益事業					
(老人福祉法)	特定施設入居者生活介護事業		第29条第1項	第8条第11項	

有料老人ホーム	地域密着型特定施設入居者生活介護事業		第8条第21項
	介護予防特定施設入居者生活介護事業		第8条の2第9項
—	訪問入浴介護事業	—	第8条第3項
—	訪問看護事業	—	第8条第4項
—	訪問リハビリテーション事業	—	第8条第5項
—	居宅療養管理指導事業	—	第8条第6項
—	通所リハビリテーション事業	—	第8条第8項
—	短期入所療養介護事業	—	第8条第10項
—	福祉用具貸与事業	—	第8条第12項
—	特定福祉用具販売事業	—	第8条第13項
—	居宅介護支援事業	—	第8条第24項
—	介護予防訪問入浴介護事業	—	第8条の2第2項
—	介護予防訪問看護事業	—	第8条の2第3項
—	介護予防訪問リハビリテーション事業	—	第8条の2第4項
—	介護予防居宅療養管理指導事業	—	第8条の2第5項
—	介護予防通所リハビリテーション事業	—	第8条の2第6項
—	介護予防短期入所療養介護事業	—	第8条の2第8項
—	介護予防福祉用具貸与事業	—	第8条の2第10項
—	特定介護予防福祉用具販売事業	—	第8条の2第11項
—	介護予防支援事業	—	第8条の2第16項
—	地域支援事業（第1号生活支援事業）	—	第115条の45第1項
	地域支援事業（第1号介護予防支援事業）		第115条の45第2項
	地域支援事業（一般介護予防事業）		第115条の45第3項
—	地域包括支援センター	—	第115条の46

(4) 障害者総合支援法関連事業

社会福祉法上の 事業名	障害者総合支援法上の 事業名	社会福祉法	個別法
			障害者総合支援法
第一種社会福祉事業			
障害者支援施設	障害者支援施設 (施設入所支援)	第2条第2項第4号	第5条第11項 (第5条第10項)
第二種社会福祉事業			
障害福祉サービス事業	居宅介護	第2条第3項第4号の2	第5条第2項
	重度訪問介護		第5条第3項
	同行援護		第5条第4項
	行動援護		第5条第5項
	療養介護		第5条第6項
	生活介護		第5条第7項
	短期入所		第5条第8項
	重度障害者等包括支援		第5条第9項
	自立訓練		第5条第12項
	就労移行支援		第5条第13項
	就労継続支援		第5条第14項
	就労定着支援		第5条第15項
	自立生活援助		第5条第16項
	共同生活援助		第5条第17項
一般相談支援事業	基本相談支援 地域相談支援（地域移行支 援・地域定着支援）	第5条第19項 第5条第20項・第21条	
特定相談支援事業	基本相談支援 計画相談支援（サービス利 用支援・継続サービス利用 支援）	第5条第19項 第5条第22項・第23項	
移動支援事業	同左	第5条第26項	
地域活動支援センター	同左	第5条第27項	
福祉ホーム	同左	第5条第28項	
公益事業			
—	自立支援医療	—	第5条第24項
—	市町村の地域生活支援事業	—	第77条
—	基幹相談支援センター	—	第77条の2
—	都道府県の地域生活支援事 業	—	第78条

(注) 平成30年4月1日改正障害者総合支援法施行により、就労定着支援、自立生活援助が創設される予定

(5) 生活保護・その他関連事業

社会福祉法上の 事業名	社会福祉法	個別法
第一種社会福祉事業		
救護施設	第2条第2項第1号	生活保護法第38条第2項
更生施設		生活保護法第38条第3項
医療保護施設		生活保護法第38条第4項
宿所提供施設		生活保護法第38条第6項
助葬事業		—
婦人保護施設	第2条第2項第6号	売春防止法第36条
授産施設	第2条第2項第7号	生活保護法第38条第5項
生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		—
第二種社会福祉事業		
生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	第2条第3項第1号	—
認定生活困窮者就労訓練事業	第2条第3項第2号	生活困窮者自立支援法第10条第1項
母子家庭日常生活支援事業	第2条第3項第3号	母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条
父子家庭日常生活支援事業		母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7
寡婦日常生活支援事業		母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条
母子・父子福祉施設を経営する事業 (母子・父子福祉センター) (母子・父子休養ホーム)		母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第2項)(母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第3項)
身体障害者生活訓練等事業	第2条第3項第5号	身体障害者福祉法第4条の2第1項
手話通訳事業		身体障害者福祉法第4条の2第2項
介助犬訓練事業		身体障害者福祉法第4条の2第3項
聴導犬訓練事業		身体障害者福祉法第4条の2第3項
身体障害者福祉センター		身体障害者福祉法第31条
補装具制作施設		身体障害者福祉法第32条
盲導犬訓練施設		身体障害者福祉法第33条
視聴覚障害者情報提供施設		身体障害者福祉法第34条
身体障害者の更生相談に応ずる事業		身体障害者福祉法第11条
知的障害者の更生相談に応ずる事業		第2条第3項第6号
生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	第2条第3項第8号	—
生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業(病院又は診療所における無料定額診療事業)	第2条第3項第9号	医療法第1条の5
隣保事業	第2条第3項第11号	—
福祉サービス利用援助事業	第2条第3項第12号	—
社会福祉事業に関する連絡・助成事業	第2条第3項第13号	—

第3節 社会福祉事業以外の事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。（社会福祉法第26条）

公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費や規模で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

1 公益事業（社会福祉法人審査基準第1の2・審査要領第1の2）

（1）公益事業の要件

下記にあげる要件を満たした場合、公益事業を行うことが認められています。

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 公益事業には、次のような事業が含まれる（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
 - サ 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）

- シ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法に規定する指定老人訪問看護を行う事業【※1】
- ス 有料老人ホームを経営する事業
- セ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- ソ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業【※2】

※1 居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合及び規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の場合には、定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えありません。

※2 営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。また、このような者に対して収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となります。

- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(2) 地域公益事業

社会福祉法第24条第2項の規定により、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないものとされています。この福祉サービスを「地域における公益的な取組」と言います。

地域における公益的な取組のうち、公益事業に該当するものを、「地域公益事業」と言います。

なお、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人には、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事

業又は地域公益事業等の実施に再投資することが求められています。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、事業の実施を予定する地域に設置された地域協議会において「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされています。

(詳細は第3章第5節「社会福祉充実計画承認申請等」を参照ください)

2 収益事業（審査基準第1の3、審査要領第1の3）

(1) 収益事業の要件

下記にあげる要件を満たした場合、収益事業を行うことが認められています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、「一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」であること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

【参考】

≪社会福祉法人が行うことのできない事業の例≫

1 「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」のある事業

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ② 高利な融資事業
- ③ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

2 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」のある事業

- ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

≪社会福祉法人が行うことのできる事業の例≫

- 当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営
- 公共的施設内の売店の経営 等、安定した収益が見込める事業が適当です。

（2）収益事業として定款に記載する必要のない場合

次のような場合は、（1）①の「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないとされています。

- ① 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合
（例）会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- ② たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ③ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

第4節 社会福祉法人の経営組織

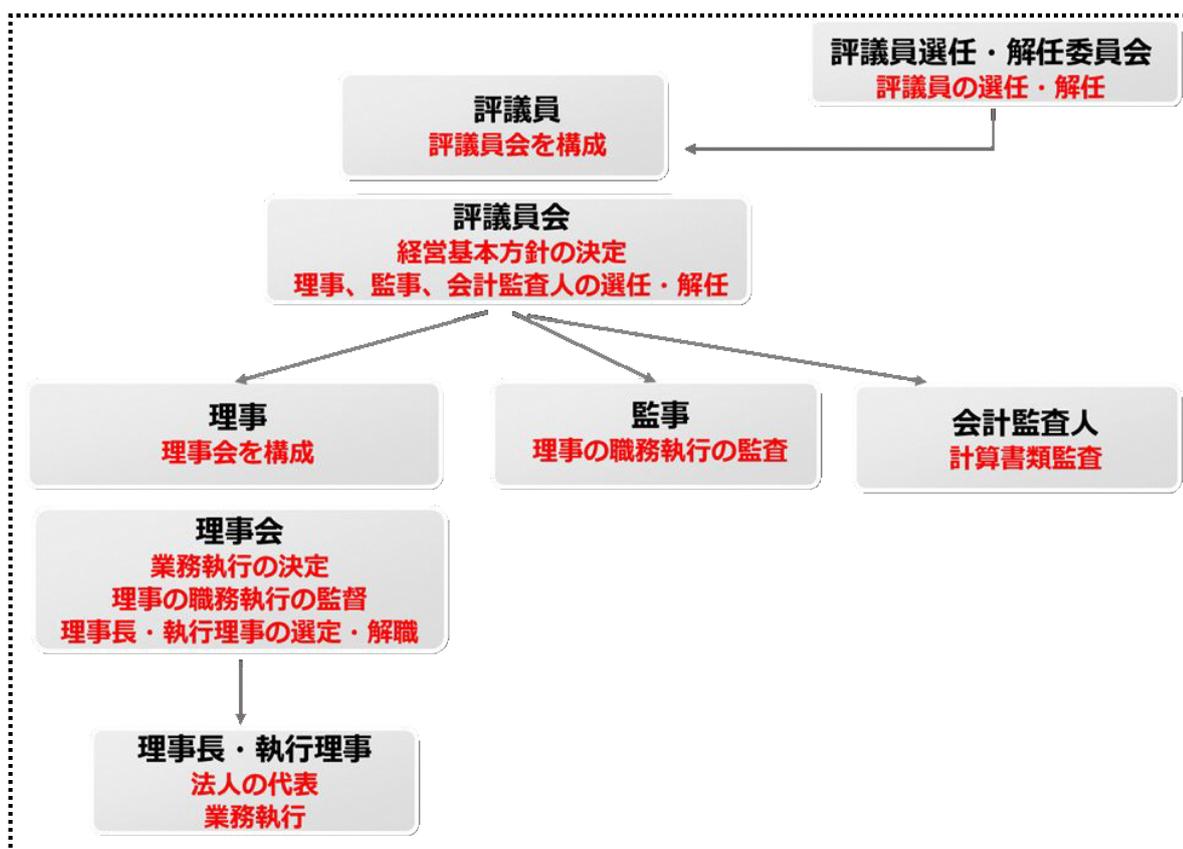
1 社会福祉法人に設置する機関と権限分配

社会福祉法人の経営を担う、法人統治機関は、評議員（評議員会）、理事（理事会）、監事及び一定規模以上の法人における会計監査人です。（社会福祉法第36条）

また、社会福祉法人と評議員及び理事、監事、会計監査人（以下「役員等」という。）は、委任の関係であることが法第38条に規定されています。これにより、役員等は善管注意義務（善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務）を負い、義務を怠った場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

社会福祉法人の各機関と権限分配

組織における3つの権限、すなわち、意思決定、業務執行、監査の3機能が適切に3つの機関に分配され、相互牽制機能がしっかりと働く機関設計となっています。



2 評議員及び評議員会

社会福祉法人には、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任、役員報酬の決定、定款の変更などの重要事項を決定する議決機関として、評議員会を設置しなければなりません。

（1）評議員の選任等

【評議員の員数】

- 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければなりません。
例）理事が6名の場合、評議員は7名以上になる。
- ※ なお、平成27年度決算において収益が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間は4名以上としても差し支えない、という経過措置があります。（平成28年度以降の新設法人には適用されません。）

【評議員の資格】

- 評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」から選任しなければなりません。
- 法人、成年被後見人、被保佐人、解散を命じられた社会福祉法人の役員並びに一定の刑に処せられその執行が終わるまで等の人には評議員となることはできません。（これらの人は役員にもなれません。）
- 評議員は、役員又は当該法人の職員を兼ねることはできません。
- 評議員又は役員の配偶者、三親等内の親族、その他の特殊な関係者も評議員になれない場合及び評議員総数の3分の1を超えてはならない場合があります。
- また、実際に評議員会に参画（出席）できない者を、評議員として名目的に選任してはなりません。

【評議員の選任・解任の方法】

- 評議員は、定款の定めるところにより選任します。評議員を理事や理事会が選任すると規定する定款は無効です。
具体的には外部有識者を含めた「評議員選任・解任委員会」を設置し、この委員会が選任・解任する方法が国の通知で例示されています。（社会福祉法人定款例第6条）

【評議員の任期】

- 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（任期の起算日は就任日ではなく選任日です。）

例) 平成30年2月1日に選任された場合

任期：平成30年2月1日から平成34年度に開催する定時評議員会の日まで

※ なお、定款の規定により4年を6年までに伸長することができます。

(2) 評議員会の開催等

評議員会は、社会福祉法人の運営管理上の重要事項について、審議議決を行い、役員の選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議する極めて重要な機関です。

【評議員会の開催】

- 定時評議員会は、毎会計年度終了後、一定の時期に招集しなければなりません。
一定の時期とは、所轄庁に届け出る計算書類の作成期限が会計年度（4月～翌年3月）終了後3か月以内とされているため、6月末日までとなります。
- 定時評議員会のほか、必要ある場合はいつでも評議員会を招集できます。
- 理事会の決議により評議員会の日時・場所、議題、議案の概要を決定した上で、原則として理事（通常は理事長）が招集権者として、評議員会を招集します。

【評議員会の決議】

- 評議員会は法令及び定款で定められた事項に限り決議することができます。
- 議決に加わることのできる評議員（特別の利害関係のある評議員は議決に加わることができません。）の過半数が出席し、その過半数をもって決議します。（普通決議）
- 法律の規定する一定の議題については、議決に加わることのできる評議員の現員数の3分の2以上の多数をもって決議しなければなりません。（特別決議）

例) 議決に加わることのできる評議員が7人の場合

普通決議…4人以上の同意が必要

特別決議…5人以上の同意が必要

- 議決権の行使については書面等による決議や代理人による決議は認められません。
ただし、議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決することの評議員会の決議があったものとみなされます。（いわゆる「決議の省略」）

評議員会の要決議事項（法令で規定されているもの）

普通決議を要する事項	特別決議を要する事項
○理事・監事・会計監査人の選任	○監事の解任
○理事・会計監査人の解任	○理事等の責任の一部免除
○理事・監事の報酬	○定款の変更
○計算書類の承認	○解散
○役員報酬基準の承認	○吸収合併により消滅又は存続する場合の吸収合併契約
○社会福祉充実計画の承認	○新設合併により消滅する場合の新設合併契約

※ その他定款で任意的記載事項として規定することが考えられる事項は次のとおり。
（いずれも普通決議を要する事項に該当）

- 例 1) 事業計画及び収支予算を評議員会承認事項とする場合
- 例 2) 評議員会運営規程を設ける場合
- 例 3) その他の諸規程の一部を評議員会決議事項とする場合
- 例 4) 施設の新設・大規模改修

評議員会議事録の記載事項

評議員会議事録に記載する必要がある事項は、社会福祉法に定められています。必要な事項は漏れなく記載してください。

評議員会議事録の記載事項
① 評議員会が開催された日時及び場所（テレビ会議等により、当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
④ 監事や会計監査人（辞任した者を含む。）が、法律に基づく意見又は発言をしたときのその意見又は発言の内容
⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



社会福祉法人制度改革に伴う評議員会の位置付けの見直し

平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、評議員会は、それまでの任意設置の諮問機関から、すべての法人に必置の議決機関として位置付けや機能が変わりました。

3 理事及び理事会

社会福祉法人の全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督は、理事会が行います。

このことから、理事会を構成する理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たせる人を選任する必要があります。

(1) 理事の選任等

【理事の員数】

- 理事の員数は、6名以上必要です。
- 各理事についてその配偶者もしくは三親等以内の親族その他特殊関係者が3人を超えて含まれてはなりません。
- 当該理事及びその配偶者及びその配偶者もしくは三親等以内の親族その他特殊関係者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。

例) 理事の員数が6名の場合、ある理事の特殊関係者は1名まで

【理事の資格】

- 理事には、次に掲げるものが含まれなければなりません、
 - ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - (例) 社会福祉に関する教育を行う者
 - 社会福祉に関する研究を行う者
 - 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
 - ・ 当該事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - (例) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - 民生委員・児童委員
 - 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - 医師、保健師、看護師等医療関係者
 - 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
 - ・ 施設を設置し管理している場合には、当該施設の管理者（施設長等）
- 当該社会福祉法人の評議員、監事との兼務は認められません。

- 関係行政庁の職員が社会福祉法人の理事になることは、社会福祉法第61条の第1項の公私分離の原則に照らし、適当ではありません。（社会福祉協議会及び社会福祉事業団は除く）
- また、実際に理事会に参画（出席）できない者を、理事として名目的に選任してはなりません。

【理事の選任・解任の方法】

- 理事は、評議員会で選任・解任されます。

【理事の任期】

- 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（任期の起算日は就任日ではなく選任日です。）

例1）平成30年3月10日に選任され、同年4月1日に就任した場合

任期：平成30年3月10日から平成30年度決算に係る定時評議員会の日まで

例2）平成30年4月6日に選任され、同日に就任した場合

任期：平成30年4月6日から平成31年度決算に係る定時評議員会の日まで

※ なお、定款の規定により2年未満に短縮することができます。

【理事長と業務執行理事】

- 理事長は法人を代表し、社会福祉法人の業務に関する裁判上又は裁判外の一切の行為をする権限があります。
- 理事長は理事会において選定・解職されます。
- 理事会は、必要に応じて社会福祉法人の業務を執行する執行理事を選定・解職することができます。



理事長及び業務執行理事による理事会への職務執行報告

理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。（法第46条の16第3項）

例）3か月に1回以上の報告要件を満たすための開催回数

- ・6月、9月、12月、翌年3月の毎月10日に開催…年4回
- ・6月、9月、12月は各月10日、翌年3月は15日に開催
…要件を満たすためには12月15日から3月10日までの間にも1回
理事会を開催し報告が必要

なお、理事長及び業務執行理事の職務の執行状況報告は省略できないため、実際に理事会を開催し、報告することが必要です。

(2) 理事会の開催等

理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定機関として位置づけられるとともに、理事の職務の執行の監督、理事長の選任・解任など、理事及び理事長に対して牽制機能を働かせます。

【理事会の開催】

- 開催日や開催回数は特に法令上の規定はありませんが、理事長及び業務執行理事の職務執行報告回数は最低必要です。
- 事業計画・予算審議（3月）、事業報告・決算審議（6月）の時期及び補正予算の審議等、必要な時期に開催することが一般的です。
- その他必要に応じて何回でも理事会を開催できます。

【理事会の決議】

- 法令で規定する事項、法令で理事に委任できないとする事項のほか、定款で理事会の決議を要すると規定した事項及び業務執行に関し理事会の承認を求めべきと判断される事項を決議事項とすることができます。
- 議決に加わることのできる理事（特別の利害関係のある理事は議決に加わることができません。）の過半数が出席し、その過半数をもって決議します。

例）議決に加わることができる理事が6名の場合…4名以上の同意が必要

- 理事が理事会の決議の目的である事項（議題）を提案した場合、議決に加わることのできる全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決することの理事会の決議があったものとみなされます。（いわゆる「決議の省略」）
- 委任状又は書面による決議参加は、評議員会同様認められません。

理事会の要決議事項（法令で規定されているもの）

1 理事長・業務執行理事の選任・解任	8 理事の職務の執行が法令及び定款に適合
2 評議員会招集に係る事項	することを確保するための体制その他社会福
3 計算書類、事業報告、これらの附属明細書	祉法人の業務の適正を確保するために必要な
4 重要な財産の処分及び譲受け	体制の整備
5 多額の借財	9 役員が社会福祉法人に対する損害賠償責任
6 重要な役割を担う職員の選任・解任	の一部免除
7 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止	

理事会議事録の記載事項

理事会議事録に記載する必要がある事項は、社会福祉法に定められています。必要な事項は漏れなく記載してください。

理事会議事録の記載事項
① 理事会が開催された日時及び場所（テレビ会議等により、当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
② 理事や監事の請求等により理事会を開催した場合はその旨 ※ 理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、記載不要。
③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ 競争及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告 ロ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告 ハ 理事会で述べられた監事の意見
⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
⑧ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名



議事録の備え置き・保存について

・社会福祉法により、評議員会の議事録は、評議員会があった日から10年間主たる事務所に、5年間従たる事務所に備え置くことが定められており、評議員及び債権者は写しの閲覧の又は謄写の請求を行うことができます。

理事会の議事録は理事会があった日から10年間主たる事務所に備え置くことが定められており、評議員は写しの閲覧の又は謄写の請求を行うことができます。

・議事録の保存については、社会福祉法上の定めはなく、法人の文書管理規程等に保存期間等の定めがあればそれによって管理をすることになります。

法人において保存期間を定める際には、後の法律上の争い等が発生した際の証拠書類となりえることなどを考慮して決定する必要があります。

例えば、理事の報酬額を決議した評議員会の議事録は、報酬額を変更するまでは保存する、補助金に関する決議は、返還が生じた際に証拠書類として必要になる場合もあるため、補助金の交付を受けている期間は保存するなどの対応が望ましいです。

4 監事及び会計監査人

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、または、当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っています。

(1) 監事の選任等

【監事の員数】

- 監事は2名以上必要です。
- 監事のうちには、各役員（理事及び監事）について、その配偶者又は三親等以内の親族、その他特殊関係者が含まれてはなりません。

【監事の資格】

- 監事には次に掲げるものが含まれなければなりません。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者
 - (例) 社会福祉に関する教育を行う者
 - 社会福祉に関する研究を行う者
 - 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
 - ② 財産管理について識見を有する者【※】
 - ※ 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましい。
 - また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者も考えられる。
- 監事は、当該社会福祉法人の評議員、理事、使用人との兼務は認められません。
- また、監事は理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にあることから、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う者が監事に選任することは、適当ではありません。（法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士を監事に選任することは可能）

【監事の選任・解任の方法】

- 監事は、評議員会で選任・解任されます。
なお、監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意が必要です。

【監事の任期】

- 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（任期の起算日は就任日ではなく選任日です。）

例）平成30年6月15日に選任され、同年6月20日に就任した場合

任期：平成30年6月15日から平成32年度に開催する定時評議員会の日まで

（2）監事監査報告

- 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません。
毎会計年度の計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）、及び事業報告並びにこれらの附属明細書、財産目録は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければなりません。
- 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査と、事業報告及びその附属明細書の監査について、それぞれの監査報告の内容及びその作成等の手順に関する規定が社会福祉法及び同法施行規則に設けられています。
- なお、監査報告書は、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に、所轄庁に提出する必要があります。

（3）会計監査人

一定規模を超える社会福祉法人には会計監査人を置くことが義務付けられ、公認会計士又は監査法人が計算書類等の監査を行います。

【会計監査人の資格】

- 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。

【会計監査人の選任・解任の方法】

- 会計監査人も、役員同様に評議員会で選任・解任しますが、その議案内容は監事の過半数により決定するほか、監事全員の同意による解任もできます。

【会計監査人の任期】

- 会計監査人は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。



会計監査人設置義務法人の対象範囲

平成29年4月1日の改正法施行時点では、前年度決算において収益30億円又は負債60億円を超える法人が、社会福祉法第37条に規定する特定社会福祉法人に該当し、会計監査人の設置を置かなければなりません。

※ なお、対象範囲を段階的に拡大する考え方が、社会福祉法人制度改革の議論の中で示されております。

《参考》特殊関係者の範囲

(1) 評議員の特殊関係者

- ① 当該評議員又は役員（理事及び監事）と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該評議員又は役員に雇用されている者（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- ③ ①、②に掲げる以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該評議員が役員【※1】となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）【※2】の役員【※1】又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員【※1】となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）【※2】の役員【※1】又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員【※3】
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

※1 業務を執行する社員を含む。

※2 具体的には、株式会社、公益財団法人、一般社団法人、NPO法人などの社会福祉法人以外の団体のこと。

※3 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人

(2) 理事の特殊関係者

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者（秘書、執事など、理事が個人的に雇っている者）
- ③ ①、②に掲げる以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維

持している者

- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該理事が役員【※1】となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）【※2】の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

※1 業務を執行する社員を含む。

※2 具体的には、株式会社、公益財団法人、一般社団法人、NPO法人などの社会福祉法人以外の団体のこと。

（3）監事の特殊関係者

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該理事が役員【※1】となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）【※2】の役員【※1】又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員【※3】
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

る。)

- 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

※1 業務を執行する社員を含む。

※2 具体的には、株式会社、公益財団法人、一般社団法人、NPO法人などの社会福祉法人以外の団体のこと。

※3 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人

【参考】

《理事の「その他特殊関係者」の人数制限の該当例》

定款の定めにより、理事定数を6名以上8名以内とする法人のケース

■ 当初案

理事候補者は次の6名

- A氏（NPO法人甲代表、学校法人乙理事長、社会福祉法人丙評議員）
- B氏（NPO法人甲職員、A氏の長男）
- C氏（NPO法人甲職員）
- D氏（社会福祉法人丙理事）
- E氏（社会福祉法人丙理事）
- F氏（法人が経営する施設の施設長）



〔確認結果〕

- A氏、B氏、C氏の3名が、「他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員」の関係にあり、この3名が当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が2分の1と、3分の1を超えているため、この理事構成は、 不可
- D氏、E氏の2名も、「他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員」の関係にあるが、この2名が当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合は3分の1であり、3分の1を超えていないため、この理事構成は、 可



〔見直しのパターン〕

- 再度人選し、C氏に替えて、G氏を理事候補者とする6名体制とする。
 - ※ NPO法人甲の役員・職員等又は社会福祉法人丙の役員・職員等から人選しないなど、新たな特殊関係の発生には注意
 - ※ また、A氏～F氏の6名に加え、2名新たに追加し理事定数上限の8名体制とする案については、特殊関係者の割合は8分の3と、3分の1を超えているため、 不可

第5節 社会福祉法人の資産

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められています。特に、財政面において確固たる経営基盤を有することの必要性から、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされております。

(社会福祉法第25条)

1 資産の所有等

(1) 社会福祉事業に供する不動産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していることが必要とされています。これにより難しい場合は、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要です。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないとされています。この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記しなければなりません。

(2) 社会福祉事業に供する不動産の特例

前述のとおり、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないとされておりますが、次にあげる施設について、具体的に資産要件の緩和通知が出されています。

※ 根拠規定となる通知については、一部改正されている場合があります。最終改正（現在適用されているもの）の状況について不明な点は、所轄庁に問い合わせください。

① 特別養護老人ホームを設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）

② 地域活動支援センターを設置する場合

・「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）

③ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）

④ 既設法人が通所施設を設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）

⑤ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

・「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）

⑦ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

保育所と同様に、

・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に定める取扱いに準ずる。

⑧ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が特別養護老人ホーム（サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く）を設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）

2 資産の区分

社会福祉法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）に区分されます。

（1）基本財産

基本財産は、社会福祉法人存立の基礎となるものであるため、これを処分【※】し、または担保に供する場合には、所轄庁の承認を受けなければなりません。

※ 基本財産の取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、その他の財産への切り替え等が、基本財産の処分に該当します。

① 社会福祉施設を経営する法人【※】

- すべての施設についてその施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。
- ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有している必要があります。

<p>【※】 障害者総合支援法に定める日中活動系サービスの障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を設置する場合は、「社会福祉施設を経営する法人」として取り扱うこととされています。</p>

② 社会福祉施設を経営しない法人

- 社会福祉施設を経営しない法人は、一般に設立後の収入に安定を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産（例えば、定期預金、土地、日本国債など）を基本財産として有していなければなりません。
- ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合は、法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。

③ 居宅介護等事業【※】を行う場合の特例

※ この特例が適用される「居宅介護等事業」とは、以下の事業になります。

- 母子家庭居宅介護等事業
- 寡婦居宅介護等事業
- 父子家庭居宅介護等事業
- 老人居宅介護等事業
- 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）

次の（i）及び（ii）の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

ただし、併せて行うことができる事業の範囲も（iii）のとおり決められています。

【特例の要件】

（i）5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

（ii）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

（iii）居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。

- 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- 障害児通所支援事業（児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスに限る。）又は老人デイサービス事業
- 重度障害者等包括支援
- 移動支援事業
- 地域活動支援センターを運営する事業
- 公益事業及び収益事業（地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めた場合）

【根拠通知】

- 「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」
（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発629号・児発第733号厚生
省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）
※ 最終改正：平成25年3月29日

④ 共同生活援助事業等【※】を行う場合の特例

※ この特例が適用される「共同生活援助事業等」とは、以下の事業になります。

- ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業
- ・ 複合型サービス福祉事業
- ・ 障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る。）

次の（i）及び（ii）の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

ただし、併せて行うことができる事業の範囲も（iii）のとおり決められています。

【特例の要件】

- （i）5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活支援事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

- （ii）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

- （iii）共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとする。

- ・ 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

- 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を経営する事業
- 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 公益事業及び収益事業（地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めた場合）

【根拠通知】

- 「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年3月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生省社会・援護局長、老健局長連名通知）

※ 最終改正：平成30年3月30日

第6節 社会福祉法人の名称や所轄庁等

1 社会福祉法人の名称

法人名称は、下記の事項に注意して下さい。検討している法人名称が、現在使用されている名称か否かは、事前に所轄庁に確認するようにして下さい。なお、法人名と施設名は異なる名称を使用して下さい。

《認められない名称》

- ・ 個人名、企業名等から引用したようなもの
- ・ 都内で既に使用されている名称と同一のもの
(他県で既に使用されている名称も、極力避けてください)

《好ましくない名称》

- ・ 難解な漢字を使用した名称

2 社会福祉法人の住所

- 社会福祉法人の住所は、その「主たる事務所」の所在地となります。(社会福祉法第28条)
- 「主たる事務所」とは、法人の運営又は業務の一般的総括を行うところであり、その概念は、法人の所轄庁を決定する場合や設立の登記をすべき場所を決定する場合等において重要となります。
- なお、法の定めにより、法人に対し、「主たる事務所」に、定款や計算書類、役員等名簿、評議員会・理事会議事録等の書類等を備え置くことが義務付けられており、国民に対し事業運営の情報を公表する場としての機能が求められております。
- また、法人の事業活動が広域的である場合、事業の遂行上地域ごとに支部を設け、この支部が当該地域における法人の事業活動の中心となる場合は、これを「従たる事務所」として設置することが考えられます。

3 社会福祉法人の所轄庁

(1) 所轄庁の決定

社会福祉法人の所轄庁は、主たる事務所の所在地と事業を行う区域の範囲により、次のとおりとなります。

- ア 主たる事務所が区市の区域内にある社会福祉法人であって、事業（第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、公益事業及び収益事業等）を行う区域が、当該区市の区域を越えない場合
… 特別区長・市長
- イ 主たる事務所が都道府県の区域内にある社会福祉法人であって、事業を行う区域が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合 … 東京都知事
- ウ 事業を行う区域が2以上の地方厚生局にまたがり、その事業が次の①から③に該当する場合
… 厚生労働大臣
 - ① 全国を単位として行う事業
 - ② 地域を限定しないで行う事業
 - ③ 法令の規定に基づき指定を受けて行う事業
 - ④ ①から③に類する事業

(2) 所轄庁による指導監査の実施

- 社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。
- 一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが求められています。
- これらのことから、所轄庁は、社会福祉法人に対する指導監査を、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら、社会福祉法第56条に基づいて行っています。



指導監査ガイドライン

- 所轄庁が行う指導監査の基準は、「社会福祉法人指導監査要綱」（平成29年4月27日付け雇児発0427号第1号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添）に定められております。
- 同要綱には、所轄庁が行う指導監査の目的や類型、一般監査の実施の周期・手順などが規定されておりますが、指導監査における具体的な監査事項やチェックポイント、着眼点、指摘基準については、別紙の「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に定められております。このガイドラインには、ガイドラインの運用に関する留意事項として、次のとおり記載があります。
 - ▶ なお、（社会福祉）法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようできるようにすることが適当である。
 - ▶ そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的に説明を行うことができるように努めるべきである。
- ガイドラインは、所轄庁が実施する指導監査の基準であるとともに、法人にとっては、法人運営上遵守すべき事項等を具体的に示したものとと言えます。法人設立・運営に当たっては、必ずお読みください。

4 社会福祉法人の定款

社会福祉法人を設立しようとする場合においては、定款を定めなければなりません。

なお、定款は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされています。

(1) 定款の記載事項

社会福祉法人の定款の記載事項には、必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項があります。

定款の必要的記載事項には、法第31条第1項各号に掲げる事項等が該当し、当該事項の全てを定款に記載する必要があり、その一つでも記載が欠けると、その定款は無効です。社会福祉法人はその特性を考慮し、民法の公益法人よりも必要的記載事項の範囲が詳細にわたっています。

【参考】社会福祉法第31条第1項に定める必要的記載事項

- 1 目的
- 2 名称
- 3 社会福祉事業の種類
- 4 事務所の所在地
- 5 評議員及び評議員会に関する事項
- 6 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- 7 理事会に関する事項
- 8 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 9 資産に関する事項
- 10 会計に関する事項
- 11 公益事業を行う場合には、その種類
- 12 収益事業を行う場合には、その種類
- 13 解散に関する事項
- 14 定款の変更に関する事項
- 15 公告の方法

(2) 社会福祉法人定款例

- 東京都では、厚生労働省で示している「社会福祉法人定款例」（以下「定款例」）に基づいて法人の定款を作成することを推奨しています。
- なお、定款例の表現が個々の社会福祉法人の実情にそぐわない場合は、一部手直しをして作成することになります。その場合、定款の規定が法令に違反しないよう注意してください。

*「社会福祉法人定款例」

- ・「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付障第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知、最終改正：平成28年11月11日）別紙2「社会福祉法人定款例」

(3) 租税特別措置法第40条の適用を受ける社会福祉法人の定款

- 社会福祉法人が、租税特別措置法第40条の特例を受けるための国税庁長官の承認を得るためには、国税庁長官の審査要件を満たした定款を設け、それに沿って法人運営を行わなければなりません。
- 東京都では、厚生労働省が国税庁から適用要件を満たすとの見解を得た上で示している「社会福祉法人定款例（租税特別措置法第40条適用版）」に基づいて法人の定款を作成することを推奨しています。
- なお、定款例（租税特別措置法第40条適用版）中のアンダーライン部分は、租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合の国税庁長官の審査事項であるため、条文どおりもれなく記載してください。（表現が異なっていると国税庁長官の承認を得られない場合があります。）

*社会福祉法人定款例（租税特別措置法第40条適用版）

- ・「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43条）第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について」（平成29年3月29日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

※ 租税特別措置法第40条の適用に関する事項は各法人の判断になります。

なお、税額控除対象法人の認定に当たって必要となる、所轄庁からの証明を受けるための手続きは353ページを参照のこと。

第7節 社会福祉法人の年間スケジュール例

※ 本項は、厚生労働省が示す「社会福祉法人定款例」の記載内容に沿って社会福祉法人の定款を定めていることを前提にしております。

時期	事務処理	理事会・評議員会の開催
4月	【前年度決算処理】 ・前年度事業報告・計算書類等の作成	
5月	・計算書類等の監事への提出 ・監事監査の実施	
6月	<p>(充実残額が生じた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充実計画(案)の策定 ・会計士・税理士等への意見聴取 ・〈地域公益事業〉については地域協議会等での意見聴取 ・定時評議員会での決議が必要 <p>6/30: 所轄庁への現況報告・計算書類等届出期限 資産の総額の登記 (法45条の27Ⅱ、法59条)</p>	<p>定時理事会①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度決算(役員改選の年) ・役員(理事・監事)選任議案 <p>定時評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度決算(役員改選の年) ・役員(理事・監事)選任決議 <p>臨時理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> (役員改選の年) ・理事長選任
7月		
8月		
9月		<p>定時理事会②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長・業務執行理事業務報告
10月	・監事による中間監査(任意、中間決算をする場合)	
11月		
12月		<p>定時理事会③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長・業務執行理事業務報告
1月	・次年度事業計画・収支予算書の策定・作成	
2月		
3月	<p>3/31: 決算日 (法45条の23第2項)</p>	<p>定時理事会④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度事業計画・収支予算決議 ・理事長・業務執行理事業務報告 ・決算見込報告

1 社会福祉法人の事務処理（毎年度行うもの）

（1）事業計画、収支予算の策定・作成（1月～3月）

【手続き】

① 毎会計年度開始の日の前日までに、理事長において作成し、理事会での同意を得ます。

（注）

- ・ 社会福祉法では、事業計画や収支予算等の作成手続きに係る定めはありません。具体的な作成・変更手続きは、内部管理のための手続きとして、法人自治（定款自治）の範囲内ですので、法人の定款の定めるところによります。
- ・ 事業計画及び収支予算について、評議員会での承認を要する旨定款に規定している場合、同意を得た事業計画（収支予算を含む）については、評議員会において承認を受けなければなりません。
- ・ なお、租税特別措置法第40条の適用を受ける法人においては、定款に手続きを定めた上で、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が事業計画及び収支予算を作成し、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければなりません。

（2）事業報告等及び計算関係書類の作成（4月～6月）

【手続き】

① 会計責任者は、毎会計年度決算期（3月31日）において、総勘定元帳及び各種補助簿を締め切り、決算整理を行います。

② 理事長は次の書類を作成し、各監事に提出し監事監査を受けた上で、決算理事会の承認を受けなければなりません。また、理事会の承認を受けた後に、評議員会の承認等を受けなければなりません。

（事業報告等）

- ・ 事業報告 ・ 事業報告の附属明細書

（計算関係書類等）

- ・ 貸借対照表 ・ 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- ・ 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書 ・ 財産目録

（注）所轄庁への提出期限は6月30日になります。このことから、5月中旬までには作成し、各監事に提出する必要があります。

（3）監事監査の実施及び決算理事会の開催（5月下旬～6月上旬頃）

【手続き】

《監事監査の実施》

① 理事長は、各監事に対し、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を提出します。

② 監事は、次の手順で監事監査を実施します。

- ・ 監事で監事監査の実施方法（日程・職務分担など）について協議
- ・ 業務監査及び会計監査の実施

- ・ 監事報告の作成

③ 監事は、①の事業報告等、計算関係書類及び財産目録の理事長からの提出を受けてから4週間経過日までに、監事報告を理事長に提出しなければなりません。

(例) 5月10日 理事長から監事へ
事業報告等、計算関係書類等及び財産目録提出
5月29日 監事から理事長へ
監事報告の提出(※ 法定期限は、6月8日)

《決算理事会の開催》

① 理事長は、理事会開催日の1週間前までに、役員(理事及び監事)に対し、理事会の招集通知を発出します。

※ 所定の手続きにより、招集手続の省略も可。

② 決算理事会を開催し、次の事項を審議します。

- ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認
- ・ 定時評議員会の日時・場所、議題等(決算・新役員・役員報酬基準等)の決定

《関係書類の備え置き》

決算理事会終了後、事業報告等、計算関係書類等及び監査報告を事務所に備え置きます。(定時評議員会開催日の2週間前の日から)

(4) 定時評議員会の開催(6月下旬)

定時評議員会では、前会計年度の計算書類等の決議(決算審査)を行います。このため、計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日までに開催しなければなりません。

また、役員(理事及び監事)及び会計監査人の任期の満了日が、任期期間経過後の「定時評議員会の終結の時まで」であることから、任期満了に伴う役員改選時期に当たる年においては、役員及び会計監査人の選任を行う必要があります。

【手続き】

《評議員会の招集》

① 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が招集します。

② 理事長は、定時評議員会開催日の1週間前までに、評議員に対し、定時評議員会の招集通知【※】を発出します。(例外として「招集手続の省略」の方法あり。)

※ 招集通知の記載事項(＝理事会の決議により定めなければならない事項)

- ・ 評議員会の日時及び場所
- ・ 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ・ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

《定時評議員会の運営》

③ 定時評議員会では、次の事項の報告を受け、決議を行います。

(毎年度必ず行うもの)

- ・ 事業報告等、計算書類及び財産目録の報告

(改選・改正時等に行うもの)

- ・ 役員改選期における新役員の選任、改正時における報酬基準の承認等

- ・ 社会福祉充実残額がある場合、社会福祉充実計画原案の承認

《定時評議員会承認後の事務処理》

- ④ 定時評議員会での承認を経て、理事長は6月30日までに、次の事務を行います。
 - ・ 定時評議員会議事録案の作成、議事録署名人による確認
 - ・ 資産総額の変更登記
 - ・ 現況報告書、計算書類等の所轄庁への届出・公表

(5) 資産総額変更登記（6月末まで）

組合等登記令第2条第6項別表の定めにより、資産の総額は登記事項に該当します。同令第3条の定めにより資産の総額に変更があった場合は、変更の登記をしなければなりません。

【手続き】

- ・ 主たる事務所の所在地を管轄する法務局に必要な書類【※】を提出します。
【※】 必要書類 … 監事監査報告書、決算理事会議事録、決算財務諸表等
- ・ なお、計算書類（決算財務諸表等）の承認は、評議員会の決議事項に当たります。このことから、前会計年度決算に基づく資産総額の変更登記は、定時評議員会での承認を経た上で、6月末までに行うこととなります。定時評議員会の開催時期や登記申請時期などのスケジュール管理にご注意ください。

(6) 社会福祉法人現況報告書等の所轄庁への届出（6月末まで）

【手続き】

《財務諸表等電子開示システムにより届け出る書類》

- ・ 現況報告書
- ・ 計算書類等（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書・拠点区分事業活動明細書、拠点区分資金収支明細書）
- ・ 財産目録
- ・ 社会福祉充実残額算定シート
- ・ 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額が生じた場合）

財務諸表等電子開示システムからダウンロードした財務諸表等入力シートに財務諸表等の内容を入力し作成します。所轄庁への届出は、入力済みの財務諸表等入力シートを財務諸表等電子開示システムにアップロードし、インターネットを経由して行います。【※】

- ※ 財務諸表等電子開示システムを利用するための法人IDは、同システムを管理する、独立行政法人福祉医療機構から付与されます。

《電子メールにより届け出る書類》

- ・ 計算書類の附属明細書
- ・ 事業報告（及び附属明細書）
- ・ 監査報告
- ・ 会計監査報告（※ 会計監査人を設置している場合）
- ・ 役員等名簿（役員等の氏名及び住所を記載した名簿）
- ・ 報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準）
- ・ 事業計画書（※ 定款で作成することになっている場合）

PDFファイルなど電子ファイル化したものを、電子メールにより所轄庁へ届け出ます。ただし、書類のページ数の量が膨大であり、電子ファイル化するのが困難である場合には、事前に届出方法を確認した上で、書面での届出を可としています。

(7) 理事会・評議員会の開催（決議を要する事項が生じた場合）

法令や定款の定めにより、理事会又は評議員会での決議を要する事項が生じた場合は、理事会又は評議員会を開催し、審議する必要があります。

特に、評議員会を開催するためには、理事会において評議員会招集に係る事項を決議しなければならないため、必ず理事会を開催することになります。

【開催時期】

- ・ 理事会・評議員会ともに、必要に応じて開催することになりますが、理事会については、社会福祉法第45条の16第2項の定めにより、理事長及び業務執行理事の理事会への業務執行報告回数が、3か月に1回以上（定款で毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上と規定することも可能）とされていることから、それに応じた開催が必要になります。（法律上、毎年度定例的に開催する必要があるもの）

理事会：予算理事会（2～3月）、決算理事会（5～6月）、理事長・業務執行理事の業務執行報告を行う理事会

評議員会：定時評議員会（6月）

【手続き】

通常の実行手順については、次の項を参照願います。

- ・ 理事会 … 41ページ「理事会の開催等」を参照
- ・ 評議員会 … 37ページ「評議員会の開催等」を参照

《評議員会開催手続きの例外的な方法》

① 招集通知の省略

〔原則〕

- ・ 招集事項を記載した招集通知を、評議員会の日々の1週間前（定款による短縮可）までに、各評議員に対して書面又は電磁的方法【※】により通知する。

※ 電磁的方法（電子メール等）による場合は、評議員の承諾が必要

〔招集通知省略の手続き〕

- ・ 評議員の全員の同意【※】があれば、招集の手続きを省略して、評議員会を開催することができる。（評議員会の日時等に関する理事会の決議は必要です。）

※ この場合、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の作成・保存が必要となる。

* 評議員の全員が同意書を提出することとする。

* 評議員会の議事録に当該同意があった旨を記載する。 等

② 決議の省略

〔原則〕

- ・ 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合には、その割合以上）の出席が必要となる【※】

※ 委任状による議長への委任や、欠席評議員の書面による議決権行使（いわゆる「書面議決」）は、無効

- ・ その上で、その決議に特別の利害関係を有する評議員を除いた出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）をもって行う。（※ 「普通決議」の場合。「特別決議」の場合、現員数の3分の2以上の賛成が必要）

〔決議の省略の手続き〕

- ・ 定款の定めにより、理事が評議員会の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき【※】は、当該議案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなされる。

※ この場合、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録の保存が必要となる。

- ・ 決議の省略による場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）にも、議事録を作成しなければならない。

この場合の議事録の記載事項は次のとおり。

* 決議を省略した事項の内容

* 決議を省略した事項の提案をした者の氏名

* 評議員の決議があったものとみなされた日（＝評議員全員の同意が確認できた日）

* 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※ 議事録は、評議員の同意の意思表示の書面等とは別に作成しなければならない。

〔決議の省略の方法をとる上での留意点〕

- 決議の省略によると、評議員の意見表明は、提案内容について同意、不同意の二者択一のかたちになるため、評議員会に出席し、審議の場において議案への修正意見等を述べようと思っている評議員の意見表明の機会を失わせる方法であるとも言えます。
- このことから、決議の省略の方法をとる場合は、その審議すべき事項の緊急性とともに、議案の内容からみて適当であるか、という観点から慎重に判断いただきたいと考えています。

《理事会開催手続きの例外的な方法》

① 招集通知の省略

〔原則〕

- 理事会を招集する者（理事）が、理事会の日の1週間前（定款による短縮可）までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発出する。

〔招集通知省略の手続き〕

- 理事及び監事の全員の同意【※】があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる。

【※】 この場合、理事及び監事の全員の同意の取得・保存の方法については、次の方法が考えられる。（理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の作成・保存が必要となるため。）

- * 理事及び監事の全員が同意書を提出することとする。
- * 理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する。 等

② 決議の省略

- 定款の定めにより、理事が理事会の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く）【※】は、当該議案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなされる。

※ この場合、理事全員の同意の意思表示及び監事全員の異議がないことを確認した書面又は電磁的記録の保存が必要となる。

- 決議の省略を行った場合の議事録及び決議の省略の方法をとる上での留意点は上記「評議員会開催手続きの例外的な方法」の「② 決議の省略」と同じ。

2 社会福祉法人の事務処理（都度行うもの）

（1）評議員の選任（任期満了前）

評議員は、理事や理事会が選任することはできません。

また、評議員の任期の起算日は、選任日であることに注意してください。

【手続き】

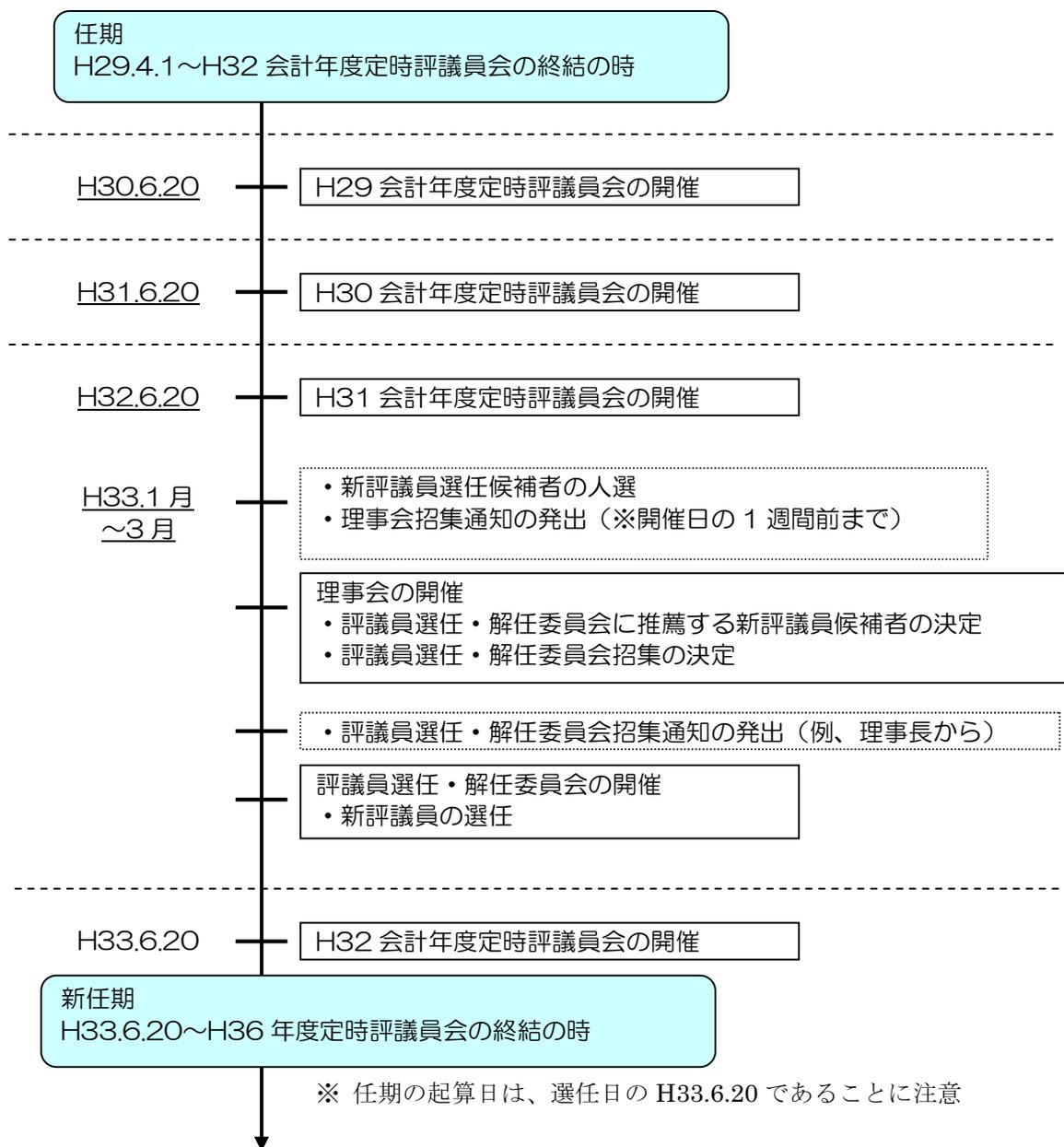
評議員の選任及び解任は、中立性が確保された方法によることが望ましいものとされており、定款例に準拠した、評議員選任・解任委員会の設置による方法の場合、次のとおりとなります。

- ① 理事会において、選任候補者の推薦の議案を決定する。
- ② 評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任する。

《評議員選任・解任委員会の運営モデル（定款例に準拠する場合）》

- 運営方法等は、定款及び理事会において定める細則による。
 - ⇒ ・ 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置する。
- 委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名により構成する。
 - ⇒ ・ 評議員選任・解任委員会の委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、選任する。
 - ※ 社会福祉法第31条第5項の定め趣旨から、理事が委員となることは認められない。
 - ※ 評議員については、自分を選任・解任することになるため適当ではない。
 - ・ 委員会が合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当
- 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
 - ⇒ ・ 法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において委員会の招集を決定し、理事が招集する。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明する。
 - ⇒ ・ 理事が提案内容の説明・質疑対応のために委員会に出席することは可能であるが、議決に加わることは認められない。
- 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

【評議員選任のモデルスケジュール（上記運営モデルに準拠した場合）】



《選任に必要な書類の例》

○ 評議員・役員の選任手続きにおいては、就任の意思を確認するため、候補者に就任承諾書を提出させるとともに、社会福祉法人が、評議員・役員の選任に当たり、候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員・役員との特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、次のような書類により確認します。

【評議員・役員候補者に提出させる書類】

- ・ 履歴書
- ・ 誓約書
- ・ 親族その他特殊の関係がある者に関する申立書

【法人が発行する書類】

- ・ 委嘱状

【官公署が発行する書類】

- ・ 身分証明書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 成年後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書

(2) 役員（理事・監事）の選任

任期満了に伴う役員（理事・監事）の選任は、以下の手続きにより、評議員会の決議により行います。なお、理事と監事とで一部手続きが異なることに注意してください。

【手続き】

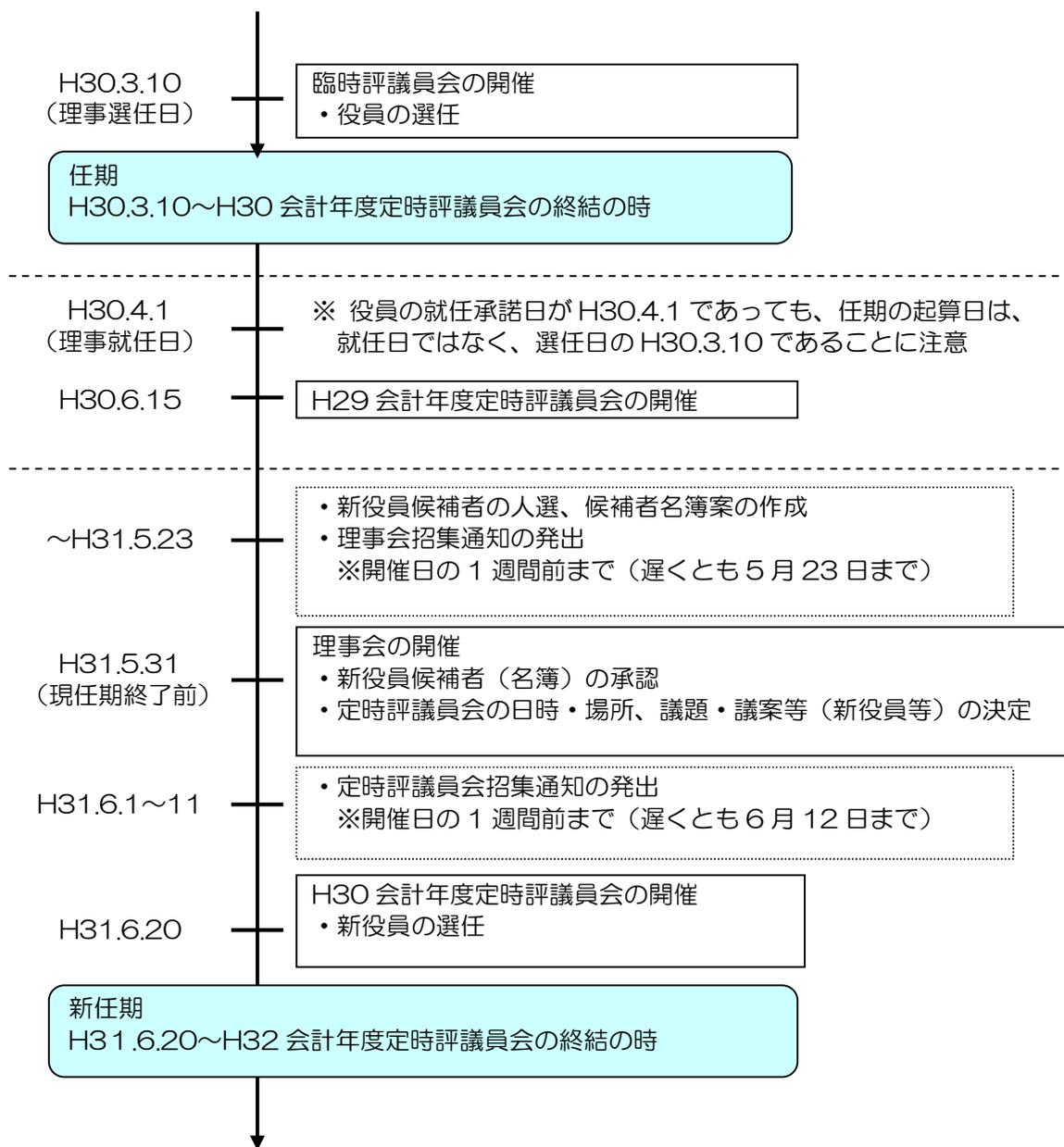
- ① 理事会で、次の2点の決議事項について、出席理事の過半数の承認を得る。
（特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席が必要）
 - ・ 理事又は監事の選任候補者
 - ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案（役員選任）の決定【※】

≪監事の選任議案の要件≫

- 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければなりません。このため、当該議案を決議する理事会に欠席した監事がいる場合、別途選任議案への同意を得る必要があります。
- また、法人は、監事の過半数の同意（監事が2名の場合2名の同意）を得たことを証する書類【※】を作成する必要があります。
 - ※ 同意を得たことを証する書類の例
 - ・ 各監事ごとに作成した同意書
 - ・ 監事の連名による同意書
 - ・ 理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る）

- ② 評議員会で、理事又は監事の選任について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の承認を得る。
 - ※ なお、理事又は監事の解任は、法律により事由が限定されており、監事の解任は特別決議事項に該当します。
- ③ 評議員会での選任日が、任期の起算日（開始日）になります。

【理事選任のモデルスケジュール】



(3) 代表者（理事長）の変更登記及び届出

新たに代表者（理事長）が選任された場合は、社会福祉法第29条及び組合等登記令第3条の定めに従い、選任後2週間以内に代表者（理事長）の変更登記を行うとともに、遅滞なく各社会福祉事業等を所管する部署に届け出てください。

なお、代表者（理事長）が再任の場合でも、新たな任期における代表者（理事長）としての登記が必要です。

【手続き】

- ① 理事会での互選による理事長選任後2週間以内に、主たる事務所所在地の法務局に必要書類を提出し、理事長の変更登記を申請する。
- ② 理事長変更登記終了後、遅滞なく「変更届」を各事業所管課【※】あてに、提出する。
※ 生活福祉、児童・母子・女性、高齢者、障害者（児）の各社会福祉事業の許認可等事務の所管部署になります。

(4) 評議員又は役員に欠員が生じた場合の補充

社会福祉法又は法人の定款で定めた評議員又は役員の員数が欠ける理由としては、まず「任期の満了」及び任期途中における「辞任による退任」等があげられます。

これらの場合、新評議員・役員の任期の開始までの間に空白時期が生じないように、任期満了日（退任日）までに間に余裕をもって候補者を人選し、選任することが望ましいです。

【手続き】

評議員及び役員の選任手続きは、36ページ、39ページのものと同じです。ただし、以下の点に留意してください。

- ① 評議員又は役員の退任により、社会福祉法又は定款で定める役員等の員数が欠けた場合には、新たに選任された評議員又は役員が就任するまでの間、退任した評議員又は役員が役員等としての権利義務を有します。
- ② 辞任による退任に伴う補充の場合は、社会福祉法又は法人の定款で定める原則の任期により、新任の評議員又は役員の任期の終期と他の評議員又は役員の終期とで違いが生じることがありますので、注意してください。

(注) 新任の役員等の任期の終期を、他の役員等のものと合わせるために、退任した役員等の任期満了時とするためには、そのことをあらかじめ定款で定める必要があります。

《追加規定の例》

- ・ 評議員：任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- ・ 役員：補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。